

全司協発第26号  
令和6年8月20日

岐阜県司法書士会  
会長 大場 武志様

全国公共嘱託登記司法書士協会協議会  
会長 石山彰雄

## 8月23日（金）意見交換会のテーマについて

この度は、公嘱司法書士協会の再興に関する意見交換会につき、積極的に御対応頂き誠に有難うございます

当協議会からは下記テーマにつき意見交換したく提出させて頂きますので、御検討の上充実した意見交換会となります様、よろしく御協力下さい。

### 記

- ① 現在の岐阜県内の公共事業に係る嘱託登記手続きにつき、誰がどの様に嘱託・申請手続きを行っているのでしょうか？
- ② 従前の岐阜県公共嘱託登記司法書士協会が解散した事情と現在、現存している一般社団法人岐阜公共嘱託登記司法書士協会の役割と使命はどの様なものなのでしょうか。  
岐阜県司法書士会の見解をお伺いしたい。
- ③ 法務省主管による「長期未相続登記解消作業」については既に7年にも及びます。公共事業に伴う所有者不明土地問題は復興作業などに非常に支障を来たすこととなります。この解消作業は司法書士制度の使命として重要なものと考えます。公嘱協会が解散している単位会は「受託団」により、その作業を行ったりしていましたが、組織的には困難を生じており、その責任を果たせていないと考えます。岐阜県会も「受託団」を組織して対応しておられますが今後どの様に対応されるか。又、この解消作業につき提言・御意見があればお聞かせ下さい。
- ④ 岐阜県公共嘱託登記土地家屋調査士協会の令和4年度事業実績は8億4500万円であることをお聞きしています。全国的にも、土地家屋調査士協会と強力に連携して公共事業を支援している司法書士協会はその役割をしっかりと果たしており公共事業も適確・迅速に実行されています。公共事業は当初の段階から権利者の特定のため司法書士としての能力を発揮し、土地家屋調査士と共に公共事業をしっかりと推進しなければならないと考えます。  
土地家屋調査士協会との連携などにつき、御意見をお聞かせ下さい。

- ⑤ 司法書士法改正について、現在、法務省と交渉中ですが、嘱託登記を前提としない相続人調査、財産管理人、後見人選任などについても、司法書士法人と同様に手掛けることができる様要望中です。

国土交通省の重点事業に「狭あい道路解消に関するガイドライン」が発出されています。災害の多い日本で「狭あい道路解消」は喫緊の課題ですが所有者の多くの方に、認知症の症状が見られ境界の確認はもとより、所有権者としての意思表示も不可能な方が多々あることが判っています。

これらの事についても公嘱協会として使命と責任をしっかりと果たすべきと考えます。

公嘱司法書士協会の必要性につき、岐阜県司法書士会の御意見をお聞かせ下さい。

以上